

判決年月日	平成25年2月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10215号		
○明細書の発明の詳細な説明が，出願時の当業者の技術常識を参酌することにより，当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に記載されているとして，発明の名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする特許が，サポート要件を満たすとされた事例			

（関連条文）平成14年法律第24号による改正前の特許法36条4項，同条6項1号

本件は，発明の名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする被告の特許に対する原告の特許無効審判の請求について，請求不成立審決がされたところから，原告がその取消しを求める事案である。本件審決は，本件発明に関する特許請求の範囲及び発明の詳細な説明の記載は，平成14年法律第24号による改正前の特許法（以下「法」という。）36条4項及び同条6項1号に掲げる要件を満足しないものとすることはできない，などとしたものである。

取消事由は，サポート要件及び実施可能要件に係る判断の誤りである。

本判決は，以下のとおり判示して，原告の請求を棄却した。

特許請求の範囲の記載が，特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることを要するとするサポート要件（法36条6項1号）に適合することを要するとされるのは，特許を受けようとする発明の技術的内容を一般的に開示するとともに，特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲を明らかにするという明細書の本来の役割に基づくものである。この制度趣旨に照らすと，明細書の発明の詳細な説明が，出願時の当業者の技術常識を参酌することにより，当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に記載されていることが必要である。

本件明細書には，炭酸塩と酸を反応させて二酸化炭素を発生させることができること，そのための組合せとして，具体的な試験例で用いた炭酸塩含有含水粘性組成物と酸の組合せのほか，炭酸塩と酸の複合顆粒（細粒，粉末）剤と含水粘性組成物の組合せが記載され，アルギン酸ナトリウムが増粘剤であることや，用いることのできる炭酸塩や酸として具体的化合物が，多数記載されている。

本件明細書のこれらの記載に接した当業者であれば，アルギン酸ナトリウムと各種炭酸塩及び各種酸を，任意に組み合わせて用いることで，酸としてクエン酸を用いた試験例と同様に，二酸化炭素を発生させることができ，部分肥満改善効果が得られることを理解す

ることができる。

以上のとおり、本件明細書の発明の詳細な説明は、当業者が本件発明の課題を解決できると認識できる程度に記載されており、本件発明は、発明の詳細な説明に記載したものであるということが出来るから、本件特許は、サポート要件を満たすものである。

物の発明において、その発明を実施することができるとは、その物を作ることができ、かつその物を使用できることを意味する。

当業者であれば、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された各種炭酸塩や各種酸をアルギン酸ナトリウムと組み合わせることにより、本件発明に係る含水粘性組成物の組合せを製造することができ、これらを混合することにより二酸化炭素を発生させて部分肥満改善用に使用することができる。

したがって、発明の詳細な説明は、本件発明を当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものであるから、本件特許は、実施可能要件を満たすものである。